

岐阜県公報

目次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ
一

号外 (一) 平成二十二年二月二日

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、美濃都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
美濃	平成二十二年二月二十五日（木）午後六時から	美濃市一三五〇番地 美濃市防災中央コミュニティセンター二階 大会議室	美濃市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、美濃市建設部都市整備課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めぬ。

- 1 本区域の人口は減少傾向にあり、今後その状況は変わらないものと予想されるため、市街地拡大の可能性は低いと考えられること。また、市街地内に遊休地、低・未利用地が多く存在しており、新たな都市的土地利用の拡大については、都市基盤の整備や適正な土地利用誘導を進め、これらを有効利用することで、現在の市街地で吸収できると考えられること。
- 2 農業振興地域における用途地域の拡大については、周辺の自然環境や首農環境等の調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で行う方針であることから、無秩序な開発による市街地拡大の可能性はないこと。
- 3 中心市街地では、道路の修景等、伝統的町並みの維持を図りながら、商業地の活性化と連携した都市基盤の整備が進められていること。
- 4 面的整備がなされ既に良好な住環境が形成されている市街地のほか、計画的な都市基盤の整備を必要とする地域については、土地区画整理事業や都市計画道路・公共下水道の整備が計画されており、良好な市街地の形成が見込まれること。
- 5 山林等の緑地や長良川等の河川については、保安林、奥長良川県立自然公園の指定など都市計画法以外の法規制によって保全されており、今後新たに開発される可能性は低いと考えられること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

- (1) 長良川左岸では、中心市街地の周辺及び美濃インターチェンジ周辺の東西に隣接する市街地を、長良川右岸では、美濃テクノパークの北側に形成される市街地を一般住宅地区として位置付け、現状の利便性の維持・向上と良好な住環境の保全・整備を図る。
- (2) 長良川右岸の藍川団地など計画的に整備した住宅地を低層住宅地区として位置付け、良好な住環境の維持を図る。

(二) 商業系

- (1) 長良川鉄道美濃市駅前周辺からうだつの上がる町並み地区にかけての商店街を中心商業地区として位置付け、遊休地、低・未利用地や空き店舗の整備、美濃市駅とうだつの上がる町並み地区、小倉山を結ぶ道路の整備を進め、伝統的

町並みを活かした個性と魅力ある商業地を形成する。

- (2) 中心商業地区を取り囲む市街地を住商共存地区として位置付け、住・商の用途混在を生活の利便性と街なかのにぎわいとして活かし、商業空間と良好な居住環境の共存する商業地の形成を図る。

- (3) (都) 岐阜高岡線(一五六号)や(都) 高富美濃線、(都) 富加美濃線の沿道等を沿道複合地区として位置付け、業種・サービス等に偏りのない機能の立地を促進し、沿道サービス型の商業地の形成を図る。
- (4) 美濃インターチェンジ周辺を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、周辺の交通や環境に配慮する。なお、他の地区で具体的な立地計画を進める場合には、中心市街地への影響を鑑みながら計画的な土地利用の誘導を図る。

(三) 工業系

- (1) 美濃テクノパークとその周辺等の既存工業地を一般工業地区として位置付け工業機能集積の維持を図るとともに、都市基盤整備が遅れている地域は、計画的に促進し、企業誘致を進める。また、本区域南部の(仮称)池尻・笠神地区工業団地構想において新たな工業地の形成を図る。
- (2) 美濃インターチェンジ周辺を新産業交流拠点地区として位置付け、遊休地、低・未利用地の都市基盤整備を促進し、隣接する沿道複合地区と連携して産業・業務機能を集積し、広域的な交流拠点の形成を図る。

(四) 緑地等

- (1) 小倉山や、市街地付近を流れる河川の河川緑地については、特別緑地保全地区もしくは風致地区の指定を検討し、その保全と新たな景観形成に向けた適正な整備を図る。
- (2) 市街地内に点在する農地については、都市の貴重な緑地として環境の保全に努め、市街地周辺に広がる農業振興地域における農用地区域は基本的に保全を図る。
- (3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、新たな土砂災害危険箇所をつくらないために、無秩序な宅地開発等を抑制する。
- (4) 山林等緑地や長良川については、一部が奥長良川県立自然公園に指定されており、その他の地域についても風致地区等の指定を検討する。

(五) その他

- (1) 集約型都市構造の実現に向け、原則として白地地域での開発は抑制する。ただし、開発許可基準に適合するもののほか、宅地の集積している地域及びこれに隣接する地域は、都市基盤の整備を推進するとともに、良好な市街地環境の創出に向け、周辺の自然環境や昔農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、用途地域の指定を検討する。
 - (2) (仮称)池尻・笠神地区工業団地構想については、今後の動向を踏まえた上で、用途の拡大など、土地利用に関する方針を検討する。
- 2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

- (1) 東海北陸自動車道と(都)東海環状自動車道を活用した広域的な交流促進に向け、これら自動車専用道路の整備を推進するとともに、美濃インターチェンジに接続する幹線道路整備を促進し、広域交通ネットワークの形成を図る。
 - (2) 本区域と周辺を結ぶ幹線道路や、本区域内の各地域とを連絡する幹線道路の整備を促進し、主要な交通ネットワークの形成を図る。
 - (3) 少子高齢化社会における人の交流・地域間交流の促進に向け、鉄道やバス等の公共交通機関の維持と機能強化を基本方針とし、美濃市駅にアクセスする幹線道路や駐車場・駐輪場等の整備を促進し、交通環境の改善を図る。
 - (4) バスについては、高速バスの機能の維持・充実を図るとともに、「コミュニティバスの更なる活用を図る。
 - (5) 道路整備においては、主要な公共施設や公園・水辺を結ぶ歩行者ネットワークを形成するとともに、歩道等の道路構造にユニバーサルデザインを用い、うだつの上がる町並み地区への一般車両の乗り入れ抑制と、市街地内の自動車交通を適正に誘導するための駐車場の整備を図り、人が安心して歩ける安全で快適な交通環境を創出する。
 - (6) 河川改修が進んでいる長良川、板取川沿川については、サイクルシティ構想に基づいたサイクリングロードや親水空間の整備を図る。
- (二) 下水道及び河川
- (1) 市街地を中心に公共下水道の整備促進を図る。
 - (2) 治水整備にあたっては河川整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から遊水機能を有する地域については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策と併せ、その機能の保全に努める。

3 市街地開発事業に関する方針

- (一) 本区域南部の(仮称)池尻・笠神地区工業団地構想で新たな工業団地の形成を図り、美濃テクノパーク及び既存の工業地区と連携をとりながら、新たな企業誘致を図る。
- (二) 美濃インターチェンジ周辺の都市基盤が整備されていない市街地において、土地画整理事業を推進し、新たな産業が集積した交流拠点を形成する。
- (三) 本区域南東部において関都市計画区域と隣接する地区では、道路等の配置等について関都市計画区域の開発との調整を図りながら、新たな都市基盤整備を検討する。

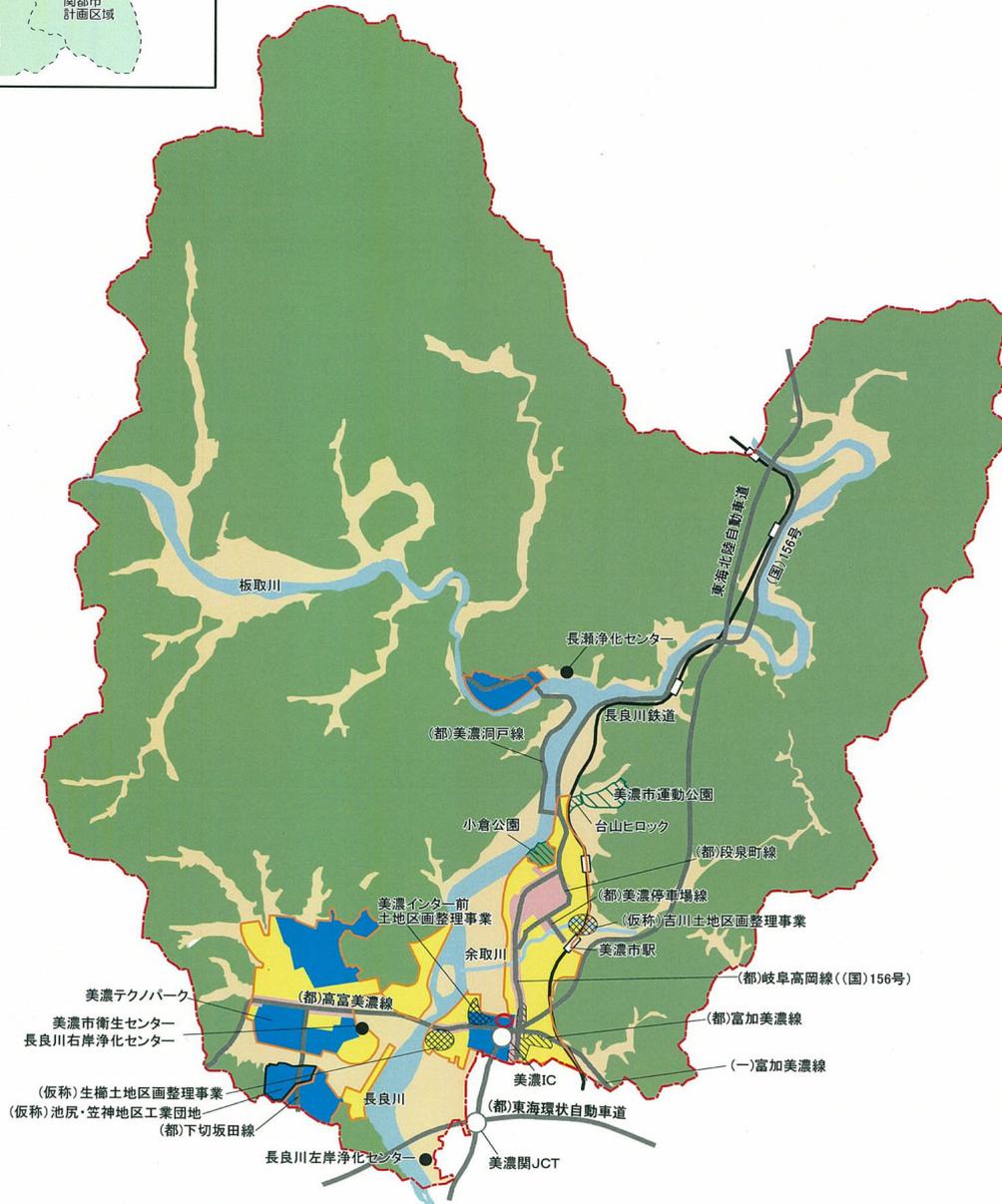
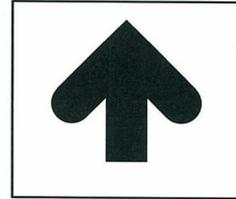
4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- (一) 森林については、公益的に重要な役割を果たしていることから、その積極的な維持・保全を図る。また、市街地周辺の森林については、自然とのふれあいの場・レクリエーションの場として、その利用を促進する。
- (二) 市街地においては、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として、また、災害時における避難地として、公園の適正な配置・整備を図る。特に、中心市街地に隣接する小倉公園や台山ヒロックについては、主要な都市公園として位置付けられることから、都市計画公園としての決定も視野に入れ、施設の充実を促進する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。



美濃都市計画区域 総括図



	都市計画区域界		住居系		主要な道路
	市街地(用途地域)		商業系		鉄道
	市街地(用途地域予定)		工業系		主要な河川
	市街地開発事業		農地、集落他		主要な公園・緑地等
	地区計画		森林地		
	大規模集客施設立地エリア		その他主要な都市施設		

注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

- ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
- ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年2月2日付けで岐阜県公報に登載された美濃都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。